

## 福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例施行規則(平成八年福井県規則第七十号)

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例(平成八年福井県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第二条 条例第五条第二項の規定により申請しようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 福井県国際交流会館(以下「国際交流会館」という。)の管理の業務に関する事業計画書

二 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類

三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)

四 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書

五 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類

六 国際交流会館の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類

七 現に行っている業務の概要を記載した書類

八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

2 条例第五条第三項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第五条第二項の規定による申請がない場合または条例第六条各号に掲げる基準に適合するものがない場合

二 条例第六条の規定により指定する前に、指定することが不可能となった場合または著しく不相当と認められる事情が生じた場合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消した場合であつて、新たに指定管理者を指定するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、特定のものに管理を行わせる必要があると知事が特に認める場合

3 第一項の知事が指定する日その他指定の手續に関し必要な事項は、福井県報に登載して、公示するものとする。ただし、条例第五条第三項の規定により、申請することができるものを指名する場合にあつては、この限りでない。

(規則で定める指定の基準)

第三条 条例第六条第四号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手續開始の申立て、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手續開始の申立てまたは破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手續開始の申立てが行われている者でないこと。

- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。
- 三 国税または地方税を滞納していないものであること。
- 四 福井県内に主たる事務所を置き、または置こうとするものであること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、国際交流会館の管理の業務を行うために必要なものとして別に定める基準

(変更の届出)

第四条 条例第七条第二項の規定による変更の届出は、指定管理者名称等変更届出書(様式第二号)によりするものとする。

(事業報告書の提出)

第五条 指定管理者(条例第五条第一項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、地方自治法第二百四十四条の二第七項の事業報告書を、毎年度終了後三十日以内に、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同条第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して三十日以内に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 国際交流会館の管理業務の実施状況
- 二 国際交流会館の利用状況
- 三 国際交流会館に係る利用料金の収入の実績
- 四 国際交流会館の管理に係る経費の収支の状況
- 五 前各号に掲げるもののほか、国際交流会館の管理の状況を把握するために必要な事項(利用料金の免除)

第六条 条例第十六条の規定により利用料金を免除できる場合およびその免除の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 県が条例第一条に規定する設置の目的(以下「設置目的」という。)に添った事業を主催する場合 利用料金の全額
- 二 県が設置目的に添った事業を共催する場合 利用料金の二分の一の額
- 三 国、市町または国際交流もしくは国際協力を主たる目的とする団体であって知事が認めるものが設置目的に添って利用する場合 利用料金の二分の一の額
- 四 その他指定管理者が知事の承認を得て特に必要があると認める場合 指定管理者が知事の承認を得て必要と認める額

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、国際交流会館の管理および運営に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、平成八年十月五日から施行する。

附 則(平成十一年規則第九号)

この規則は、平成十一年三月二十一日から施行する。ただし、様式第一号および様式第四号の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一四号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第八七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年三月三日から施行する。

年 月 日

福井県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

福井県国際交流会館の管理に関する業務を行いたいので、福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 福井県国際交流会館の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 福井県国際交流会館の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例第 6 条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

年 月 日

福井県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

指定管理者名称等変更届出書

下記のとおり、指定管理者の指定に係る事項を変更したいので、福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例第 7 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

変更に係る事項	名称・主たる事務所の所在地	
変更後	変更前	
変更しようとする年月日	年 月 日	
変更しようとする理由		

備考 「変更に係る事項」の欄には、該当する項目に○印を付してください。